

山口県報

平成19年
8月3日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害者支援課) 二

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) 四

道路の区域の変更 (道路整備課) 四

道路の供用の開始 (道路整備課) 四

道路の位置の指定 (建築指導課) 五

公告

特定非営利活動法人の合併の認証の申請 (県民生活課) 五

土地改良区役員届出 (農村整備課) 五

換地処分届出 (農村整備課) 六

県営阿武北地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) 六

県営大里地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) 六

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 六

山口県告示第四百一号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年八月三日から同月二十三日までの間、

山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年八月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化学工業株式会社
住 所 東京都江東区亀戸九丁目二番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化学工業株式会社徳山工場
所 在 地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /分)	工 事 着 手 年 月 日 定 期	工 事 完 成 年 月 日 定 期	使 用 開 始 年 月 日 定 期
二七一又	一五	平成一九 八、二四	平成一九 九、二七	平成一九 一〇、一
備考 「二七一又」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				断 続 八 時 間 変 動 な し

山口県告示第四百二号

次の者を身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規

平成十九年八月三日

山口県知事 二井 関 成

定する医師として指定した。

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		室 状 態 の 値	六価クロム (mg/l)	排出水の日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)			
七	通 常	五・八	一八	一	〇・四五	七九〇
	最 大	八・六	二二	三	〇・四五	一、五〇〇

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類	種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		処理前	処理後		
還元処理施設	鉄筋コンクリート製・ポリエチレン製・鋼鉄製	七	八・六	〇・五	七五〇
		五・八	一五	二・六	一、三七〇

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	種 類	構 造	能 力 (m ³ /時)	処理の方式	間 隔 間	の一日当たりの使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
六〇	過 還 元 ・ 中 和 ・ ろ 断 続	一 二 時 間	変 動 あり	(既 設)						

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
二七一又	通 常	五・八	五
	最 大	八・六	五

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

その関係図面は、平成十九年八月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 藤生停車場 錦帯橋線	岩国市南岩国町四丁目四二の一地从先から 同市平田六丁目五二八の二地先まで	平成十九年八月四日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 周東田布施線	岩国市周東町田尻字深田五七七の一地从先	平成十九年八月四日

山口県告示第四百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年八月三日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)員	延 (メートル)長	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字郡字三ノ畠地一八 の一	四・〇〇五・〇	一一一・一	一一三・八七



(三九九) 特定非営利活動法人の合併の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十四条第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の合併の認証の申請がありました。

同法第三十四条第五項において準用する同法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年九月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年七月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人歴史の町山口を甦らせる会
代表者の氏名 福田 禮輔

主たる事務所の所在地 山口市大殿大路一三五番地の二

三 定款に記載された目的

山口県民に対し、産学官のさらなる緊密な連携のもと、山口の歴史及び文化的財産をまちづくりに活かし、「財」の保全、継承、啓発、振興及び活用に関する事業を行うことにより、まちの活性化を図り、新たな文化伝統の創造、新産業の育成支援及び未来につながる個性豊かで魅力のあふれるまちづくりに寄与すること。

(四〇〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年八月三日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名 称 理事の別 氏 名 住 所
 玖珂郡美和町土地改良 理 事 村上 康二 岩国市由宇町由宇崎八番三号 所
 区

二 退任した役員

土地改良区の名 称 理事の別 氏 名 住 所
 玖珂郡美和町土地改良 理 事 吉岡 武史 岩国市美和町洪前二九六 所
 区
 " 村 上 昇 " " 一四二五

(四〇一) 換地処分届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、柳井市大里南地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成十九年八月三日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分をした年月日

平成十九年七月十八日

二 換地処分をした権利者数
 五十七人

(四〇二) 県営阿武北地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営阿武北地区広域営農団地農道整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年八月三日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営阿武北地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年八月六日から同月二十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四〇三) 県営大里地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営大里地区ほ場整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年八月三日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営大里地区ほ場整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年八月六日から同月二十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四〇四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年八月三日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市石井手一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市日の出二丁目一〇番四号

有限会社東海不動産

平成十九年八月三日印刷
 平成十九年八月三日発行

発行所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)